

# 小中学校の指定校変更について

教育委員会は、規則により小・中学校ごとに通学区域を定め、児童生徒の住所によって就学する学校を指定しています。指定校は、特別な理由・事情によって就学することが困難で、次の変更基準を満たす場合は変更することができます。

問い合わせ 学校教育課 (内線524) FAX 274-11056

家庭の事情や身体的な事情により指定校変更を希望する保護者は、次に示す「変更基準」及び「通学の条件」を「確認いただき、通学時間や通学方法など無理のないよう十分検討のうえ、申請してください。」

### 通学の条件

- ① 登下校中の事故については、保護者の責任において対処することになります。
- ② 通学経路及び通学方法を明確にしてください。
- ③ 通学方法は、原則徒歩になります。

### 変更基準

- ※ 下記表を参照のこと。
  - ⑤ については、三芳町立小学校6年次の保護者の方、7月上旬に学校から配布された「中学校の指定校変更について」をご参照ください。
- なお、私立小学校に在学している児童の保護者は、教育委員会まで連絡をお願いします。

### 変更基準表

理由	申請期限	許可期限	添付書類
① 心身の障害や疾病により就学への就学が困難な場合	随時	理由が消滅するまで	理由の確認ができるもの
② 住宅新築・改修等で1年以内に転居予定の場合	随時	理由が消滅するまで	住宅購入契約書等
③ 保護者の勤務事情により、放課後、親族や施設に預ける場合(預け先の地区の指定校に限る)	随時	理由が消滅するまで	預かる者の承諾書
④ 学校内の対人関係等の事情で、精神的に過重な負担があると認められる場合	随時	卒業まで	
⑤ 中学校の部活動において、指定校に希望する部活動がない場合(豊年度、中学校に就学予定の児童に限る)	12月の第1金曜日まで	卒業まで	
⑥ 学年途中の転居による場合(引き続き転居前の在学に就学を希望する場合)	随時	卒業まで	
⑦ ④及び⑤の理由により、変更が認められた兄弟姉妹である場合	随時	卒業まで	学校長の所見書その他必要な書類
⑧ その他、教育委員会が特に必要と認める場合	随時	理由が消滅するまで	

## 10月は里親制度推進月間

# 里親入門講座 いま、里親を求めています

川越児童相談所及びはつかり会(埼玉県里親会川越支部)では、里親制度をもっと理解していただくため、「里親入門講座」を左記のとおり開催します。里親について興味をお持ちの方は、お気軽にご参加ください。

### 【第1回】

日時 10月18日(日)  
受付 午後1時～1時30分  
入門講座 午後1時30分～4時  
場所 川越児童相談所別棟会議室  
(川越市宮元町33-1)

### 【第2回】

日時 10月31日(土)  
受付 午後1時～1時30分  
入門講座 午後1時30分～4時  
場所 鶴ヶ島市役所5階会議室  
(鶴ヶ島市三ツ木16-1)

### 【内容】

- ① 講演
- ② 里親養育体験
- ③ 里親制度説明
- ④ 個別相談

【対象者】 三芳町、富士見市、ふじみ野市、川越市、東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、比企郡、東秩父村にお住まいで子育てや里親制度に関心のある方

### 【主催】

埼玉県川越児童相談所、埼玉県里親会川越支部、鶴ヶ島市(第2回)

### 【申込み・問い合わせ】

埼玉県川越児童相談所  
〒玉川川越児童相談所  
〒323-4152

※お越しになる場合は、川越児童相談所に電話で申込みください。



### 里親の種類は？

- 里親の種類には、次のような里親があります。
- 1 長期間または、一定期間子どもを養育する養育里親
  - 2 養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親
  - 3 虐待等を受けて心に傷を負った子どもや、非行児や障害児を2年以内の期間を決めて養育する専門里親
  - 4 両親等の死亡、行方不明、拘禁等の理由で保護の必要がある三親等以内の子どもを養育する親族里親

### 養育中の支援は？

生活環境も習慣も全く違う大人と子どもが、新しい家族となり、新しい家庭を築いていく楽しみはつきないものですが、子育ての悩みはいろいろあります。児童相談所では、ケースワーカーが里親と十分な連携をとり子育てについての相談や助言をしています。子どもを願った直後には、里親交流会として月1回の研修を実施しています。養育費として、里親手当、生活費、学校教材費、お子さんの医療費などが、公費で支給されます。また、所得税法の扶養控除が受けられます。

### 名称も新たに(10月1日発足)

## 「一般社団法人三芳町シルバー人材センター」設立

三芳町高齢者事業団は、「非営利法人制度の改正と新公益法人会計基準への移行」を受け、10月1日より、「一般社団法人三芳町シルバー人材センター」として発展的に改組することとなりました。

問い合わせ 三芳町シルバー人材センター ☎ 258-7171 FAX259-0761

「三芳町高齢者事業団」は、昭和56年6月より、町及び町議会並びに賛同された多くの関係者からのご支援を得て、これまで時代の要請に応じて事業運営を行ってまいりましたが、平成20年12月の「非営利法人制度の改正と新公益法人会計基準への移行」を受け、法人化への準備を進めてまいりました。

そして、このほど「三芳町高齢者事業団」は、「一般社団法人三芳町シルバー人材センター」として発展的に改組することとなりました。9月12日(土)に開催された「高齢者事業団臨時総会(事業団解散)」及び「シルバー人材センター設立総会」において、全ての議案について承認され、また組織の母体となる定款の認証を受け、10月1日の設立登記も完了し、「三芳町シルバー人材センター」として信用のある団体へ体制も新たに発足いたしました。

### ■「一般社団法人三芳町シルバー人材センター」

今後は、社員総会・理事及び監事を主体とする理事会を設置して事業運営を行い、会計基準の見直しを行うと共に、収支基本財産と正味財産の明確化を図りながら、会員募集・経営品質管理やサービスの迅速化等、情報開示を積極的に導入してまいります。

また、これまでの高齢者事業団の財産は、全て「シルバー人材センター」に受け継がれることとなります。

今後の事業推進にあたりましては、事業経営内容や会員募集、無料職業紹介や就業のための技能講習会実施、会員の安全運転講習会等のお知らせを総合的にまとめ、逐次情報公開を行い、「迅速で無理無駄の無い事業運営」と「発注者への満足サービス」に一層の充実を図ってまいります。

なお、シルバー人材センターの理事及び監事につきましては、今後の理事会におきまして選任する予定ですので、決定次第皆様へお知らせいたします。

### 事前申請開始!!

事前申請期間10月1日～30日まで

## 配偶者からの暴力(DV)の被害者の方へ

配偶者からの暴力(DV)の被害者の方については、保護のため住民基本台帳の閲覧等を制限できますが、いろいろな事情でどうしても今お住まいのところに住民登録等ができないDV被害者の方は、子育て応援特別手当(平成21年度版)の事前申請を受け付けます。事前申請期間を過ぎると事前申請は、受け付けられません。※期間を過ぎた場合は、住民登録等がされている市区町村へ申請を行うこととなります。ただし、世帯主からの申請が受け付けられる前に申請を行うことが必要です。

詳しくは、子ども家庭課へお問い合わせください。 問い合わせ 子ども家庭課(内線166・167)

### 平成21年度版

## 子育て 応援 特別手当

子育て応援特別手当(平成21年度版)が、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、幼児教育期の子育て負担に配慮する観点から平成21年度限りの措置として支給されます。問い合わせ 子ども家庭課(内線166・167)

●支給対象者 平成15年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主(基準日は平成21年10月1日)

●支給額 36,000円(対象となる子ども一人あたり)

※申請受付開始は平成21年12月中旬以降となります。詳細が決まり次第ご案内します。